

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)  
当日は、  
翌日

## 目次

◆告 示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

農地交換分合計画の認可

土地改良区の定款の変更の認可

道路の位置の指定

◆雑 報 地方職員共済組合役員の変動

## 告 示

### 鳥取県告示第六百三十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国齒 二七五	江 頭 輝 治	昭和四十三年六月十九日
二七六	内 田 稔	〃

### 鳥取県告示第六百四十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地
昭和四十三年八月十日	須山秋子医院	米子市東町五五番地

### 鳥取県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条第八項の規定に基づき、次のとおり農地交換分合計画を認可したから、同法同条第十項の規定により告示する。

昭和四十三年九月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 交換分合計画実施地区



雑 報

地方公務員等共済組合法 (昭和27年法律第152号) 第14条第4項の規定に基づき、役員の異動を次のとおり公告する。

昭和43年9月3日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

新任 理事 (非常勤) 小 川 和 男

(昭和43年7月16日付)

退任 理事 (非常勤) 高 橋 忠 雄

(昭和43年7月15日付)